



# 後期高齢者医療制度(保険料・資格確認書)について

## 2 7月中旬に新しい資格確認書が届きます

### 資格確認書

資格確認書の更新時期は毎年8月1日です。  
令和8年8月の年次更新までは、暫定的な運用として、マイナ保険証利用登録の有無にかかわらず、資格確認書を交付します。

### 医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等

資格確認書またはマイナンバーカードを保険医療機関等の窓口で提示することで、かかった医療費のうち、「一部負担金の割合」の支払いで治療を受けることができます。  
また、同一の医療機関で1カ月(同じ月内)の医療費の一部負担金が高額になったときは、「自己負担限度額(月額)」までの支払いとなります(同一の医療機関でも入院・外来・歯科は別々に計算します)。  
ただし、資格確認書を提示する場合は、事前に資格確認書に自己負担限度額の区分を記載する必要がありますので、市の窓口で申請してください。

所得区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)
		個人ごと(外来のみ)	世帯ごと(外来+入院)	
現役並み所得者	Ⅲ	同一世帯に、住民税課税所得額690万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (多数回 140,100円)※2	510円
	Ⅱ	同一世帯に、住民税課税所得額380万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (多数回 93,000円)※2	
	Ⅰ	同一世帯に、住民税課税所得額145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円)※2	
一般	Ⅱ	以下の①②の両方に該当する方 ①同一世帯に住民税課税所得額が28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる方 ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が以下の場合 ・被保険者が1人 200万円以上 ・被保険者が2人以上 合計320万円以上	18,000円または 6,000円+(総医療費-30,000円)×10%の低い金額を適用 〈年間上限 144,000円〉 (※3)	57,600円 (多数回 44,400円)※2
	Ⅰ	同一世帯に、住民税課税所得額28万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいない方、または上記①に該当するが②には該当しない方	18,000円 〈年間上限 144,000円〉	
低所得	Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税の方	8,000円	24,600円 240円 [190円] ※4
	Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税であって、かつ各所得額(公的年金等控除額は80万円※1)として、給与所得がある場合は給与所得額から10万円を控除して、それぞれ計算)が0円の方		15,000円 110円

- ※1 令和7年8月から80.67万円になります。
- ※2 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。
- ※3 令和7年10月から18,000円(年間上限 144,000円)になります。
- ※4 過去12カ月以内に低所得Ⅱ区分の入院日数が90日を超える場合、申請をすれば、91日目から190円になります。

▶ 国保医療年金課(☎64・3240)、地域振興課(☎75・0253)、地域振興課(☎72・2523)  
地域振興課(☎322・1451)、兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター)(☎078・326・2021)

## 1 後期高齢者医療制度の保険料が決定しました

### 保険料の計算方法

①均等割額と②所得割額の合計です。

$$\begin{array}{ccc}
 \text{① 均等割額} & & \text{② 所得割額} & & \text{① + ② (年額)} \\
 52,791\text{円} & + & (\text{令和6年中の総所得金額等}(\text{※}) - \text{基礎控除額 } 43\text{万円}) \times \text{所得割率 } 11.24\% & = & \text{保険料額}
 \end{array}$$

※総所得金額等…収入から控除額(公的年金等控除、給与所得控除、必要経費のことをいい、医療費控除、障害者控除、扶養控除等の所得控除額は含みません)を引いた金額です。

### 保険料の支払い方法

- ①年金天引きでの支払い(特別徴収) 原則、年金天引きとなります。申請することで、口座振替へ変更できます。
- ②口座振替や納付書での支払い(普通徴収) 7月から翌年3月まで毎月支払います。

### 世帯の所得が低い方の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の令和6年中の総所得金額等が基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者全員+世帯主)が次の基準額以下の世帯	軽減割合(軽減後の均等割額:年額)
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数-1)	7割(15,837円)
基礎控除額(43万円)+29.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)	5割(26,395円)
基礎控除額(43万円)+54.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)	2割(42,232円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

### 被扶養者であった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険等(国民健康保険・国民健康保険組合を除く)の被扶養者であった方は、所得割額は0円です。また、被保険者となってから2年間は均等割額が5割軽減されます。  
※被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方に該当する場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

### 保険料の減免および徴収猶予

災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となる時、一定期間給付の制限を受けたときで、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が減免される場合や一定期間保険料の徴収が猶予される場合がありますので、該当される場合は、ご相談ください。